

諮問番号 6 嘉総務第 4 4 7 号（令和 6 年 8 月 8 日諮問）

審査庁 嘉麻市長

事件名 令和 4 年度第 3 号事件（令和 4 年 1 1 月 1 1 日付けの審査請求人に対する指定管理者候補者選定に関する処分に係る審査請求）

令和 4 年度第 4 号事件（令和 5 年 1 月 2 0 日付けの審査請求人に対する指定管理者候補者選定に関する処分に係る審査請求）

答 申 書

第 1 審査会の結論

嘉麻市（以下「処分庁」という。）が審査請求人 A（以下「審査請求人」という。）に対して令和 4 年 11 月 11 日付通知書（4 嘉産第 907 号）にて通知した、キャンプ村の指定管理者につき「候補者なし」とし改めて候補者選定手続を実施することにした決定（以下「本件処分 1」という。）には処分性が認められず、これに対する審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第 45 条 1 項の規定により却下するのが相当である。

処分庁が審査請求人に対して令和 5 年 1 月 20 日付通知書（4 嘉産第 1216 号）にて通知した、審査請求人を指定管理者の候補者として選定しない旨の決定（以下「本件処分 2」という。）には違法又は不当な点がないことから、これに対する審査請求は同法第 45 条 2 項の規定により棄却するのが相当である。

第 2 当事者の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1）本件処分 1 について

ア 審査請求人の本件条例に従って適正に指定管理者の選定を受ける法的利

益が奪われたといえ、審査請求人の手続的権利を侵害し、申請に係る処分を得る可能性を奪うものであるから、処分性が認められる。

イ 指定管理者選定審査基準等に示された審査方法に則っておらず、指定管理者審査委員会を置くとした条例の趣旨等に反する手続違背がある。

ウ 処分庁による本件経緯書の収集過程に違法があることから、本件経緯書それ自体が違法性を帯び、本件経緯書を根拠としてなされた本件処分 1 に違法性が承継される。

エ 重大な事実誤認があり、また行き過ぎの処分であり、裁量の逸脱濫用がある。

(2) 本件処分 2 について

処分庁は、申請書類の追加変更及び選定基準表の配点変更（以下「選定基準の変更等」という。）をしたところ、その過程には次のとおり著しい裁量の逸脱濫用がある。

ア 選定基準の変更等は審査請求人を落選させようと狙い撃ちする目的で行われたものである。

イ 処分庁による指定管理者審査委員会への不当な介入があり、適正手続違反がある。

ウ 処分庁が選定基準の変更等の根拠とした、本件経緯書の収集過程に違法があり、判断資料としての適格性を欠く。

エ 処分庁が選定基準の変更等の根拠とした、審査請求人による B 市への不正請求は事実でなく、事実誤認に基づく選定基準の変更等である。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分 1 について

ア 指定管理者審査委員会の審査は、嘉麻市長が指定候補者を選定するための内部的な諮問に過ぎないため、審査請求の対象となる行政処分ではない。

イ 本件経緯書は、審査請求人が作成したものであり、少なくとも審査請求人に不利益な事実を認めている部分については高い信用性が認められる。

ウ 審査請求人がB市に対して不正な手続であると知りつつ請求行為を行っていたのであり、事実誤認はない。

エ その他本件処分1の判断過程に何ら違法・不当な点はない。

(2) 本件処分2について

上記(1)イないしエに同じ。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 本件処分1について

(1) 処分性がある

本件条例の規定によれば、指定候補者に指定されなかった者はそのことにより指定管理者の指定に係る議会の議決を受けることができない立場に置かれるため、指定管理者の指定を得る可能性を奪われることになる。

よって、処分性が認められる。

(2) 手続違反がない

処分庁による指定管理者の候補者の選定は、市長の合理的な裁量に委ねられているものと解され、指定管理者審査委員会があくまでも諮問機関であり、処分庁は同委員会の意見に拘束されないことから、処分庁がキャンプ村指定管理者募集における指定管理者審査委員会の審査においてその判断に必要な書類及び情報の収集を自ら行うことは否定されない。

(3) 違法収集証拠とは言えない

審査請求人が主張するヒアリングにおける処分庁担当者の威圧的、高圧的態度についてはそれを認定するに足りる客観的な証拠がない。

また、本件経緯書は、審査請求人が自ら作成したものであり、また提出にあたっては弁護士の確認を経ていることから、ヒアリングが本件経緯書の作成内容に影響を与えたとは考えにくい。

したがって、本件経緯書の作成過程に違法は認められない。

(4) 裁量の逸脱濫用がない

審査請求人による架空請求行為は指定管理者としての適格性を判断するうえで重要な問題であるため、処分庁が自らこの点についてヒアリング等の調査を行ったことは合理性を欠くものであるということとはできない。

また、公金の支出を伴う指定管理者制度の指定管理者選定においては慎重な判断とならざるを得ないことからして、本件が不相当であるということとはできない。

本件処分1の判断過程に不合理な点は認められず、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

(5) その他、本件処分1に何ら違法・不当な点はない。

(6) したがって、本件処分1は棄却されるべきである。

2 本件処分2について

(1) 選定基準の変更等についての違法性

選定基準に従い具体的な審査項目を設定すること及び選定基準に基づく候補者の選定については、処分庁の合理的な裁量に委ねられている。

本件選定基準の変更は、一部の審査項目に対する配点の変更であり、審査項目それ自体及び総合計点数に変更はない。その配点の変更は、「安全対策、危機管理」のうち2項目の配点を減らし、「関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準の遵守が見込まれるか」と「申請団体の財務状況は健全か」の項目の配点を増やすものであるところ、いずれの項目も重要であり、その変更の結果生じた配点の差異は、処分庁が重視する程度による差であると認められる範囲であり、不自然な偏りは認められない。

また、公募の申請者は、配点の変更にかかわらず、同一の選定基準のもと、総合得点により評価されるものであり、審査請求人を落とす目的で狙い撃ちされたものではない。

よって、選定基準の変更等について、不合理な点は認められず、本件処分2について裁量権の逸脱・濫用は認められない。

- 2 前記 1 以外の審査請求人の主張についての判断理由は、3 号事件に同じであり、違法・不当は認められない。
- 3 上記のほか、本件処分 2 の判断過程に何ら違法・不当な点はない。
- 4 したがって、本件処分 2 は棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 6 年 8 月 8 日付けで審査庁である嘉麻市長から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同日の審査会において調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件処分 1 について

本件処分 1 は、指定管理者候補者無しとしつつも改めて候補者選定手続を実施するというものであり、審査請求人を指定管理者の候補者として選定しないことを確定させるものではない。その点で本件は審査請求人が挙げる裁判例とは事案を異にする。

そのため、本件処分 1 は、審査請求人の手続的な権利を侵害するものでも、法律上の地位に影響を及ぼすものでもない。

よって、処分性は認められない。

仮に処分性を認めたとしても、審理員の意見のとおり、裁量権の逸脱・濫用はない。

2 本件処分 2 について

(1) 選定基準の変更等について

審理員意見のとおり、選定基準の変更等については処分庁の裁量が認められる。

審査請求人は、B 市で発生した架空請求による不正な公金支出の請求者であり、法令遵守及び財務健全性の点で問題があることは明らかである。

その問題の発生を受け、処分庁では選定基準の見直しを図ったものであり、

選定基準は不変のものではなく、その変更の時期についても処分庁の裁量に委ねられていると解されることから、変更の経緯・変更内容について裁量の逸脱濫用は認められない。

(2) その他の争点については審理員意見のとおりである。

3 以上の理由により、前記第1のとおり結論する。

令和6年9月26日

嘉麻市行政不服審査会

委 員 森 勇馬

委 員 斎藤 博之

委 員 松岡 智